

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	定数	所管
総務委員会	7人	1 企画部の所管に関する事項 2 総務部の所管に関する事項（土地対策に関する事項を除く。） 3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項を除く。） 4 会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 5 他の委員会の所管に属しない事項
文教委員会	7人	1 教育委員会の所管に関する事項 2 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）
厚生委員会	7人	1 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（環境管理、文化振興、産業振興及び消費者保護に関する事項を除く。） 3 健康福祉部の所管に関する事項
まちづくり環境委員会	7人	1 総務部の所管に関する事項（土地対策に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（環境管理、産業振興及び消費者保護に関する事項に限る。） 3 都市整備部の所管に関する事項 4 水道部の所管に関する事項 5 農業委員会の所管に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常任委員会の所管事項を改めるとともに、建設委員会の名称をまちづくり環境委員会に改めるため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

改正案		現行	
名称	所管	名称	所管
総務委員会	1 企画部の所管に関する事項 2 総務部の所管に関する事項（土地対策に関する事項を除く。） 3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び <u>高齢者医療</u> に関する事項を除く。） 4 <u>会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項</u> 5 他の委員会の所管に属しない事項	総務委員会	1 企画部の所管に関する事項 2 総務部の所管に関する事項（土地対策に関する事項を除く。） 3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び <u>老人医療</u> に関する事項を除く。） 4 <u>会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の所管に関する事項</u> 5 他の委員会の所管に属しない事項
文教委員会	1 教育委員会の所管に関する事項 2 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）	文教委員会	1 教育委員会の所管に関する事項 2 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）
厚生委員会	1 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び <u>高齢者医療</u> に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（ <u>環境管理、文化振興、産業振興及び消費者保護に関する事項を除く。</u> ） 3 健康福祉部の所管に関する事項	厚生委員会	1 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び <u>老人医療</u> に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（ <u>文化振興及び生活経済に関する事項を除く。</u> ） 3 健康福祉部の所管に関する事項
まちづくり環境委員会	1 総務部の所管に関する事項（土地対策に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（ <u>環境管理、産業振興及び消費者保護に関する事項に限る。</u> ） 3 都市整備部の所管に関する事項 4 水道部の所管に関する事項 5 <u>農業委員会の所管に関する事項</u>	建設委員会	1 総務部の所管に関する事項（土地対策に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（ <u>生活経済に関する事項に限る。</u> ） 3 都市整備部の所管に関する事項 4 水道部の所管に関する事項